





製品仕様書		承認	確認	作成
				
型録番号	3115N-L5		極配置	
製品名	引掛形フランジインレット			
定格	接地形 2P 15A 125V			
索 引				
1. 適用範囲				1 頁
2. 型録番号, 品名, 定格				1 頁
3. 外観, 構造, 寸法, 材料及び色相				1 頁
3.1. 外観				〃
3.2. 構造				〃
3.3. 寸法				〃
3.4. 材料				〃
3.5. 色相				〃
4. 性能				1 頁
4.1. 電氣的性能				1 頁
4.1.1. 絶縁抵抗				〃
4.1.2. 耐電圧				〃
4.2. 機械的性能				1 頁
4.2.1. 端子部強度				〃
(1) トルク試験				〃
(2) 電線保持力試験				2 頁
4.2.2. 引張荷重				〃
4.3. 耐熱性能				2 頁
5. 端子部接続方法				2 頁
5.1. 引締接続の場合				〃
5.2. 圧着端子接続の場合				〃
5.3. 適正締付トルク				〃
6. 包装表示				2 頁
7. 関連規格				2 頁
8. 組立図面				別紙
No7-1-25	作成年月日	'04年 8月 6日	改定年月日	'18年 2月 19日

1. 適用範囲

この仕様書は、アメリカン電機株式会社に於いて製造、販売する 3115N-L5 引掛形フランジインレットについて規定する。

2. 型録番号, 品名, 定格

型録番号 3115N-L5
 品名 引掛形フランジインレット
 定格 接地形 2P 15A 125V (NEMA 規格準拠品)

3. 外観、構造、寸法、材料及び色相

3.1. 外観

機能上、並びに使用上有害な変形、キズ、ワレ、ヨゴレ、サビ等がないこと。

3.2. 構造

- (1) 構成部品全てによって形状が正しく組み立てられていること。
- (2) 通常の使用状態で、充電金属部に人が容易に触れる恐れがないこと。
- (3) 端子ねじの作用している山数は 2 山以上あること。
- (4) 端子部は引締接続、圧着端子接続ができること。

3.3. 寸法

寸法、形状は添付図面のとおりであること。

3.4. 材料

構成部品の材料は添付図面のとおりであること。

3.5. 色相

下記色相により、構成されている。

型 録 番 号	ボディ A	ボディ B	ケース
3115N-L5	黒色	白色	白色

4. 性能

4.1. 電氣的性能

4.1.1. 絶縁抵抗

500V の絶縁抵抗計で、極性が異なる充電金属部間、並びに各充電金属部と非充電金属部との間を測定した絶縁抵抗値は、100MΩ 以上であること。

4.1.2. 耐電圧

4.1.1 項の試験部に 50HZ、又は 60HZ のほぼ正弦波に近い交流電圧 1250V を 1 分間加圧したときこれに耐えること。

4.2. 機械的性能

4.2.1. 端子部強度

(1) トルク試験

適用電線を引締接続、又は圧着端子で接続し、1.2N・m のトルクを加えたとき端子又は端子ねじの破損等の異常が生じないこと。

(2)電線保持力試験

適用電線を引締接続し、端子ねじに $0.8\text{N}\cdot\text{m}$ のトルクを加えたのち、電線と器具との間に引張荷重 50N を 1 分間加えた後、端子又は端子ねじに破損、電線の脱出等の異常が生じないこと。

4.2.2. 引張荷重

試験品に対応するコネクタボディを通常の使用状態に正しく組合せ、その間に 150N の引張荷重を連続して 1 分間加えた時、外郭の破損その他使用上有害な故障が生じないこと。

4.3. 耐熱性能

$80^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ の恒温槽内に入れ、7 時間経過ののち取り出し自然に室温まで冷却し点検したとき軟化、変形、膨れ、その他使用上有害な異常が生じないこと。

5. 端子部接続方法

5.1. 引締接続の場合

心線のストリップの長さ 13 mm

5.2. 圧着端子接続の場合

心線のストリップの長さ 6 mm

心線と圧着端子の圧着方法 JISC9711 屋内配線用電線接続工具又は
圧着端子の製造業者が指定した接続工具による。
適用圧着端子 添付図面のとおりにすること。

5.3. 適正締付トルク $1.2\text{ N}\cdot\text{m}$

6. 包装表示

表示事項は、型録番号、品名、定格、数量及び社名等から構成している。

7. 関連規格

JISC8303 配線用差込接続器

JISC8306 配線器具の試験方法

電気用品安全法

以上